

平成 19 年 3 月 5 日制定（国空乗第 551 号）

令和 6 年 6 月 27 日最終改正（国空安政第 704 号）

## 国土交通省航空局安全部安全政策課長

### 航空身体検査証明制度の運用について

#### 1. 航空身体検査証明制度の概要

航空機乗組員（注 1）は、航空機に乗り組んでその運航を行うためには、国土交通大臣又は指定航空身体検査医（注 2）が交付する航空身体検査証明書（注 3）を携帯しなければならない。（航空法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項、第 67 条第 2 項）

##### （注 1）航空機乗組員

航空機乗組員とは、航空機に乗り組んで航空業務を行う者であって、法第 24 条に定める定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士及び航空通信士の資格に係る航空従事者技能証明（法第 22 条）（以下「技能証明」という。）を有する者をいう。

##### （注 2）指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）

指定医とは、法第 31 条の規定に基づき国土交通大臣が指定した医師をいう。

##### （注 3）航空身体検査証明書

- a. 国土交通大臣又は指定医は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとするものについて、航空身体検査証明を行う。（法第 31 条第 1 項）
- b. 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによって行う。（法第 31 条第 2 項）
- c. 国土交通大臣又は指定医は、申請者が有する技能証明の資格に係る身体検査基準（航空法施行規則（以下「規則」という。）第 61 条の 2 第 1 項、第 2 項、別表第 4）に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。（法第 31 条第 3 項）
- d. 適用する身体検査基準は、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を有する者は第 1 種、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用

操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。)は第1種又は第2種とする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第1種	第1種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第1種又は第2種	第1種航空身体検査証明書 又は第2種航空身体検査証明書

- e. 自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）は、航空身体検査証明を申請するときに適用する身体検査基準について、第1種又は第2種のいずれかを選択できる。

## 2. 航空身体検査証明の手続等

### (1) 航空身体検査

ア. 航空身体検査証明を申請しようとする航空機乗組員は、航空身体検査指定機関（以下「指定機関」という。）（注4）において航空身体検査を受けなければならない。（指定機関において本人確認等が行われるので、身分証明書等を携帯すること。）

（注4）航空身体検査指定機関

規則第62条の2第2項に規定する要件に適合する医療機関等で、国土交通大臣が指定したものをいう。

### イ. 航空身体検査の実施

① 航空身体検査を実施する指定機関の検査医又は指定医は、申請者が航空身体検査証明申請書（規則第22号様式）に記入した既往歴等の申告内容を確認してから各検査項目の検査を実施すること。

なお、申請者が航空身体検査証明を更新しようとする場合には、前回の航空身体検査の結果の記録（規則第61条第2項）を確認すること。前回の検査記録を確認できない場合には、初回検査とみなして航空身体検査を実

施する場合を除き、航空身体検査証明を行ってはならない。初回検査とみなした場合は、過去の国土交通大臣の判定等を確認すること。

- ② 検査項目については、規則別表第4の第1種・第2種身体検査基準の運用・解釈について航空局長が定めた「航空身体検査マニュアル」（注5）に従い実施されなければならない。

（注5）航空身体検査マニュアルは、航空機乗組員の心身の状況が身体検査基準（規則別表第4）に適合するかどうかの審査に際し、その検査及び判定方法の適正かつ統一的な運用を図るための指針として定められたもの。

下記の検査については次のとおり実施するものとする。

色覚検査：原則として初回（注6）の航空身体検査時に実施すること。

眼圧検査：眼圧の測定は、下記のとおり実施すること。ただし、眼圧の上昇を認めるもの、緑内障の疑いがあるもの等は必要に応じて下記以外の検査時にも眼圧測定を実施すること。

[第1種]

初回の航空身体検査時、40歳に達した後の最初の航空身体検査時、その後は前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、40歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時に実施すること。

[第2種]

- i 自家用操縦士の資格についての技能証明のみを有する者にあつては、初回の航空身体検査時及び40歳に達した後の最初の航空身体検査時に実施し、その後50歳に達するまでの間は、前回の検査から2年に1回の間隔で実施し、50歳に達した後は前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、40歳以上50歳未満、かつ、有効期間が2年未満の者は前回の検査から2年を経過する直前の航空身体検査時に実施し、50歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時

に実施すること。

- ii 自家用操縦士以外の資格についての技能証明を有する者にあつては、初回の航空身体検査時、40歳に達した後の最初の航空身体検査時、その後は前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、40歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時に実施すること。

安静時心電図検査： 安静時心電図検査は、下記のとおり実施すること。ただし、問診等により必要を認めた場合は、下記以外の検査時にも心電図検査を行い、十分に検討すること。

[第1種]

初回の航空身体検査時及び30歳に達した後の最初の航空身体検査時に実施し、その後40歳に達するまでの間は、前回の検査から2年に1回の間隔で実施し、40歳に達した後は、前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、30歳以上40歳未満、かつ、有効期間が1年未満の者は、前回の検査から2年を経過する直前の身体検査時に実施し、40歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は、前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時に実施すること。

[第2種]

- i 自家用操縦士の資格についての技能証明のみを有する者にあつては、初回の航空身体検査時及び30歳に達した後の最初の航空身体検査時に実施し、その後40歳に達するまでの間は、前回の検査から5年に1回の間隔で実施し、40歳に達した後は最初の航空身体検査時に実施し、その後は前回の検査から2年に1回の間隔で実施し、50歳に達した後は、前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、30歳以上40歳未満、かつ、有効期間が5年未満の者は前回の検査から5年を経過する直前の航空身体

検査時に実施し、40歳以上50歳未満、かつ、有効期間が2年未満の者は前回の検査から2年を経過する直前の航空身体検査時に実施し、50歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は、前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時に実施すること。

- ii 自家用操縦士以外の資格についての技能証明を有する者にあつては、初回の航空身体検査時及び30歳に達した後の最初の航空身体検査時に実施し、その後40歳に達するまでの間は、前回の検査から2年に1回の間隔で実施し、40歳に達した後は、前回の検査から1年に1回の間隔で実施すること。ただし、30歳以上40歳未満、かつ、有効期間が1年未満の者は、前回の検査から2年を経過する直前の身体検査時に実施し、40歳以上、かつ、有効期間が1年未満の者は、前回の検査から1年を経過する直前の航空身体検査時に実施すること。

胸部エックス線検査： 初回の航空身体検査時に実施し、その後は問診・診察上必要と判断した場合にも実施すること。

脳波検査： 初回の航空身体検査時、航空事故又は他の事故等により頭部に衝撃を受けた後の最初の航空身体検査時及びその他診断上必要と認められた場合に実施すること。

(注6) 初回とは、初めて航空身体検査証明を申請する場合をいう。

更新とは、次の場合をいう。

- a. 現に有している航空身体検査証明を継続するために申請する場合。
- b. 航空身体検査証明の有効期間が経過した後、再び航空身体検査証明を申請する場合。
- c. 技能証明の資格変更に伴って航空身体検査証明を申請する場合。

## (2) 航空身体検査証明の申請

航空身体検査証明の申請は、指定機関において申請前1ヶ月以内に受けた検査の結果を記載した航空身体検査証明申請書1通（更新の場合は前回の航空身体検査の結果の記録を添付すること。）を国土交通大臣又は指定医に提出する

ことによつて行ふ。（規則第 61 条）

（3）航空身体検査証明申請書の記入要領

航空身体検査証明を申請する航空機乗組員、航空身体検査を実施する指定機関及び航空身体検査証明を行う指定医は、別に定める「航空身体検査証明申請書記入要領」に従い所定の事項を記入すること。

（4）航空身体検査証明書の交付等

ア．適合者

国土交通大臣又は指定医は、申請者の航空身体検査の結果が身体検査基準に適合していると認めるときは、航空身体検査証明書（規則第 24 号様式）を申請者へ交付する。この場合、指定医は航空身体検査証明申請書に所定の事項を記入して、原本は指定医が保存（5 年間）し、写しを申請者に返付するとともに 10 日以内に国土交通大臣に提出すること。

（提出窓口）〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課

イ．不適合者

指定医は、申請者の航空身体検査の結果が身体検査基準に適合しないと認めるときは、航空身体検査証明を行つてはならない。この場合、ア．と同様、申請書の原本は指定医が保存（5 年間）し、写しを申請者に返付するとともに 10 日以内に国土交通大臣に提出すること。

（5）国土交通大臣の判定申請

ア．指定医は、航空身体検査の結果、不適合とした申請者に対し、国土交通大臣の判定を受けることができる旨を通知すること。（規則第 61 条の 2 第 3 項）

イ．申請者が国土交通大臣の判定を受けようとする場合には、申請書の写しに、別に定める「国土交通大臣の判定を受けるための書類作成要領」に従い作成した書類（必要な検査資料等）を添付の上、国土交通大臣に提出すること（提出窓口は（4）と同じ。）。

ウ．国土交通大臣は、国土交通大臣の判定の申請があつた場合、適否の判定を行い、その判定結果を申請者及び当該指定医に通知するとともに、身体検査基準に適合するとみなした者（大臣判定適合者）に対して航空身体検査証明書を交付する。（注 7）

（注 7）申請書の写しには、国土交通大臣による判定の結果等が記載され、そ

の原本は申請者へ返付される。また、検査資料等の書類（原本に限る。）は返送される。

エ．国土交通大臣は、大臣判定適合者に対して、必要な指示等（規則第 61 条の 2 第 3 項の規定に基づく検査等の指示、同第 4 項の規定に基づくケースクローズ指示／特別判定指示）を行う。また、規則第 61 条の 3 第 3 項の規定に基づき、航空身体検査証明の有効期間の短縮指示を行う。詳細については、航空身体検査マニュアルⅡ． 4．大臣判定申請の項を参照すること。

（6）航空身体検査証明の有効期間等

ア．航空身体検査証明の有効期間は、次の①・②に掲げる当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の区分に応じ、当該航空身体検査証明書の交付の日（以下「交付日」という。）から起算して、当該①・②の表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日（以下「満了日」という。）の 45 日前から当該満了日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該満了日の翌日から起算して、同表の左欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間が経過する日までの期間とする（規則第 6 1 条の 3 第 1 項）。

① 第 1 種航空身体検査証明書

資格	区分	有効期間	
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が 40 歳未満	1 年
		交付日における年齢が 40 歳以上	6 月
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	交付日における年齢が 60 歳未満	1 年
		交付日における年齢が 60 歳以上	6 月

	その他の場合		1年
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が60歳未満	1年
		交付日における年齢が60歳以上	6月
	その他の場合		1年
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			1年

② 第2種航空身体検査証明書

資格	区分	有効期間
自家用操縦士	交付日における年齢が40歳未満	5年又は交付日から42歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が40歳以上50歳未満	2年又は交付日から51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が50歳以上	1年
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		1年

イ．航空身体検査証明の満了日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、従前の航空身体検査証明の有効期間は、満了したものとみなす（規則第 61 条の 3 第 2 項）。

ウ．国土交通大臣又は指定医は、国土交通大臣が、身体検査基準の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して身体検査基準に適合するとみなしたものについて、有効期間を短縮することができるものとする（規則第 61 条の 3 第 3 項）。ただし、指定医は、国土交通大臣の指示に基づいてのみ、有効期間を短縮することができるものとする。

エ．規則第 61 条の 3 第 2 項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該航空身体検査証明の満了日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかった条件又は付されていたものと異なる条件が規則第 61 条の 2 第 5 項の規定により付されたときに限る。）は、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、10 日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない（規則第 72 条第 3 号）ことを指定医は申請者に通知すること。

オ．准定期運送用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）に対し、第 1 種航空身体検査証明書の裏面に、旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合の有効期間の満了日を記すこと（規則第 24 号様式第 1 種航空身体検査証明書）。

カ．自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）に対し、第 1 種航空身体検査証明書の裏面に、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合を除く。）の有効期間の満了日を記すこと（規則第 24 号様式第 1 種航空身体検査証明書）。

キ．自家用操縦士の資格を有する者（一等航空士、二等航空士、航空機関士、

航空通信士のいずれの資格も有しないものに限る。) であつて、第2種航空身体検査証明書の交付の日における年齢が50歳未満のものが、その日の後、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を取得したときの有効期間の満了日を、証明書の裏面に記すこと(規則第24号様式第2種航空身体検査証明書)。

(7) 航空身体検査証明書の記入要領

指定医は、別に定める「航空身体検査証明書記入要領」に従い所定の事項を記入すること。

(8) 航空身体検査証明書の再交付

航空身体検査証明を受けた者が、航空身体検査証明書を失い、破り、よごし、又は本籍、住所若しくは氏名を変更したため、再交付を申請するときは、再交付申請書(規則第28号様式)を国土交通大臣又は指定医に提出すること。申請内容が正当と認められるときは航空身体検査証明書が再交付される。(規則第71条)

(9) 手数料

国土交通大臣に航空身体検査証明又は航空身体検査証明書の再交付を申請する者は、手数料として航空法関係手数料令に定められた金額(注10)の収入印紙を申請書の所定欄に貼付して申請すること。

(注10) 航空身体検査証明申請 2,450円

再交付申請 550円(平成19年3月5日現在)

(10) 報告徴収及び立入検査

国土交通大臣は、航空身体検査の適正な実施を確保するため、必要があるときは、指定医に対する報告徴収及び指定機関に対する立入検査を実施する。(法第134条)

(11) 罰則等

ア. 指定航空身体検査医の罪

指定航空身体検査医が第31条第3項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(法第149条の2)

イ. 所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪

偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第149条）

ウ．航空身体検査証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他航空身体検査証明に関する実施細目は、国土交通省令に定められ、この命令の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。（法第36条、法第163条）

エ．報告義務

指定航空身体検査医は、申請者が偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けようとしたと認めるときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。（規則第61条の4第3項）

### 3．附則

（1）本要領は、平成19年4月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。

（2）本要領の適用により、「航空身体検査証明制度の運用について（平成14年1月15日付け国空乗第1635号）」は、廃止する。

附則（平成23年6月29日）

本要領は、平成23年7月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。

附則（平成24年3月30日）

本要領は、平成24年4月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。

附則（令和2年12月22日 国空航第2715号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年6月27日 国空安政第704号）

本要領は、令和6年7月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。